

2 自然公園

(1) 自然公園の指定状況

自然公園には、我が国の風景を代表し、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景地として指定した「国立公園」と、国立公園の風景に準ずるすぐれた自然の風景地として指定した「国定公園」、さらに都道府県を代表するすぐれた自然の風景地を指定した「都道府県立自然公園」があります。これらの自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。

本県には、我が国で最初に指定された霧島屋久国立公園をはじめ、雲仙天草国立公園など13の自然公園があり、その面積（陸域面積）は県土面積の約9.3%に当たる85,812haに達し、県土に属する山岳、湖沼、海岸等の特色ある風景地の保護を図るとともに、野外レクリエーションの場として重要な役割を果たしています。（図2-1、表2-2）

(2) 自然公園の保護・管理

それぞれの自然公園が持つすぐれた風景地を保護し、公園としての資質を恒久的に維持し、適切な利用に供するため、自然公園ごとに管理、運営、施設整備の基本となる公園計画（規制計画・施設計画）が策定されています。

① 自然公園の公園計画の見直し

現在指定されている自然公園のうち、指定後相当の年数を経たものについては、自然状態の変化や公園利用の需要増大、国民の自然に対する認識の高まり等の諸情勢の変化に伴い、現在の自然公園の公園計画（公園の保護及び利用のための規制又は施設に関する計画）では対応できない面もでてきています。

このため、順次公園計画の見直し作業を行っています。

② 自然公園における行為規制

広域にわたる自然公園の区域を景観の優秀性や自然公園を保持する必要性の度合い又は利用上の重要性によって、それぞれの地域を「特別保護地区」、「海域公園地区」（以上2地区は国立・国定公園に限る）、「特別地域」、「普通地域」の4区に分け、それぞれの地区・地域に応じて行為を規制しています。一定の行為を行う場合は、環境大臣又は知事の許可又は届出が必要です。

また、道路・園地・宿舎などの自然公園の利用施設の整備に関わる施設計画も自然公園の適正な利用増進を図ることにより、無秩序な利用施設による乱開発を防止する役目も果たしています。

なお、自然公園内の各種行為に対する許可・届出の処理件数は、表2-3のとおりです。

③ 奄美群島のサンゴ礁保全対策

奄美群島のオニヒトデ駆除対策については、平成15年度までは海域公園地区及びその周辺で実施していましたが、サンゴ礁の多様性・固有性が世界自然遺産候補地の一因として評価されたことにより、平成16年度から奄美群島全体に対象海域を広げたところです。なお、平成17年度からは、より効果的なサンゴ礁の保全を図るため、サンゴが再生する時の基盤となる良好なサンゴ礁が残っている重点ポイントを選定し、継続的に集中して駆除を行っています。

これまでの駆除実績については、表 2－4 のとおりです。

表 2－3 許可等の処理状況

(単位：件)

区分 \ 年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	21年度
工作物の設置	159	153	135	150	135	199
木竹の伐採	7	13	8	5	4	11
土石の採取	30	20	21	22	12	26
水面の埋立	3	0	1	0	0	0
土地の形状変更	9	12	16	13	15	18
動植物の採取	21	5	19	11	20	17
その他	33	23	23	21	33	43
合 計	262	226	223	222	219	314

表 2－4 オニヒトデ駆除実績

駆除海域	オニヒトデ駆除数 (単位：匹)					
地 域	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
奄美群島 一 円	21,663	17,035	15,977	12,273	2,955	563

※平成16年度から奄美群島12市町村で駆除地域を指定し実施している。

(3) 自然公園の利用

① 自然公園の利用実態

自然公園は、人々が自然との交流を図る健全な野外レクリエーションの場として活発に利用されています。

なお、平成21年の利用者数は、表 2－5 のとおりです。

② 自然公園の施設整備

自然公園の主要な利用地域においては、利用の過度の集中などにより、かけがえのない自然環境が損なわれる恐れがあります。

これらの状況に対応するため、自然公園の適正な利用の誘導を図られるよう、公園利用施設の整備を進めています。

また、自然公園の主要な景観地・利用地域に指導標識等を設置し、自然公園利用者の意識高揚を図っています。

なお、平成21年度の自然公園施設整備状況は表 2－6 のとおりです。

③ 公園事業の認可等

自然公園の施設計画に基づく利用施設の設置にあたっては、公園事業として、環境大臣又は県知事の認可（事業者が地方公共団体の場合は同意）が必要です。

自然公園における公園事業の認可等の処理件数は、表 2－7 のとおりです。

表 2－5 自然公園の利用状況（平成21年）

区 分	公 園 名	利用者数（千人）
国 立 公 園	霧 島 屋 久 国 立 公 園	10,377
	雲 仙 天 草 国 立 公 園	32
国 定 公 園	日 南 海 岸 国 定 公 園	203
	奄 美 群 島 国 定 公 園	586
県 立 自 然 公 園	阿久根県立自然公園	184
	吹上浜県立自然公園	2,325
	蘭牟田池県立自然公園	355
	坊野間県立自然公園	195
	川内川流域県立自然公園	803
	高隈山県立自然公園	75
	大隅南部県立自然公園	83
	甑 島 県 立 自 然 公 園	39
	トカラ列島県立自然公園	10
合 計		15,267

表 2－6 自然公園施設整備状況（平成21年度）（千円）

自然公園名	地区名	市町村名	規 模 内 容	事業費	主体
霧島屋久国立公園 （県単事業）	屋久島	屋久島町	宮之浦縄文杉歩道	52,900	県

表 2－7 公園事業認可等処理件数（単位：件）

区分 \ 年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
休 憩 所	0	0	0	0	0	0
宿 舎	3	3	3	6	6	6
野 営 場	0	0	0	0	0	0
道 路	5	9	6	5	10	12
園 地	3	5	1	3	3	7
そ の 他	3	4	5	4	0	5
合 計	14	21	15	18	19	30

3 世界自然遺産

(1) 世界遺産の指定状況等

世界遺産条約は、世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産を登録するとともに、締約国の拠出金からなる世界遺産基金により、各国（特に途上国）が行う保護対策を援助することを目的としており、日本には自然遺産3地域、文化遺産11地域の世界遺産が登録（平成22年8月末現在）されています。

本県には、我が国第1号の自然遺産登録地域として、屋久島地域があります。
また、平成15年5月、環境省と林野庁による「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の1つに選定されました。

奄美群島においては、現在、環境省が中心となり登録の前提となる国立公園等の保護地域指定に向けた取組が進められています。（資料編 9－(1)）

(2) 屋久島地域の概要

- ① 登録年月日 平成 5 (1993) 年 12 月 11 日
- ② 登録面積 10,747ha
- ③ 登録理由

屋久島は中央部に九州の最高峰宮之浦岳（1,936m）をはじめとする多くの高峰がそびえる山岳島であり、湿潤気候下の高山として生物地理的に特異な環境下にあり、かつ年間4,000mm～10,000mmの多雨に恵まれていること等から、樹齢数千年のヤクスギをはじめとして極めて特殊な森林植生を有しています。

海岸付近のガジュマル、メヒルギ等の亜熱帯植物から、タブ、シイ、カシ等の暖帯、モミ、ヤマグルマ等の温帯、更にヤクザサ、シャクナゲ等の亜高山帯に及ぶ植生の垂直分布が顕著にみられ、また多くの固有植物、北限・南限植物が自生していること等、特異な生態系を構成しています。

特に、本地域の傑出した自然の特徴として、樹齢数千年に及ぶ直径3～5mにも達するヤクスギがあげられ、老齢の巨樹林は、生態的にも、かつ形態的にも世界的に貴重な天然林と考えられています。

さらに、当地域には、ヤクタネゴヨウ等絶滅の恐れのある植物が生育しています。

（資料編 9－(2)）

(3) 屋久島地域の保護・管理

世界自然遺産地域を適正かつ円滑に管理することを目的として、原生自然環境保全地域、国立公園等各種地域指定制度の運用及び各種事業の推進等の基本となる「屋久島世界遺産地域管理計画」が策定されています。

管理計画では、遺産地域が世界遺産としての価値を損なうことのないよう、将来にわたって厳正な保護を図ることを基本として、①工作物の新築、土石の採取等の厳正な規制、②特定地点への利用の集中を防止するための措置の実施、③優れた自然の体験、観察、学習等の適正な利用の促進などの方針に沿って対処することとしています。

また、遺産地域の管理を効果的に実施するため、地元関係行政機関の連絡調整の場として「屋久島世界遺産地域連絡会議」が設置されています。なお、環境省では、世界遺産地域の調査・研究、環境教育を柱とした普及啓発及び国立公園の管理運営のため、平成8年4月13日「屋久島世界遺産センター」を開館しています。

(4) 世界自然遺産会議の開催

世界遺産条約に登録された屋久島を有する本県において、世界自然遺産を有する国内外の自治体等が一堂に会する場を提供し、世界自然遺産の保全と世界自然遺産を生かした地域づくりの在り方について論議を深めるとともに、県民参加による豊かな自然を生かした循環と共生の地域づくりを促進するために平成12年5月「世界自然遺産会議」を開催、「世界自然遺産に関する屋久島サミット宣言」が採択されました。

会議では併せて、屋久島をはじめ本県の優れた自然などを世界に紹介し、アジア太平洋地域を中心とした国々との国際交流を推進しました。（資料編 9－(3)）